

第2章 少子化対策の取組

第1節 これまでの少子化対策

〈1994（平成6）年12月〉

エンゼルプラン（1995（平成7）年度～1999（平成11）年度）

1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など子供を生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、1994（平成6）年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）（文部、厚生、労働、建設の4大臣合意）が策定された。

〈1999（平成11）年12月〉

新エンゼルプラン（2000（平成12）年度～2004（平成16）年度）

従来のエンゼルプラン等を見直し、1999年12月、「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定）と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意）が策定された。

〈2003（平成15）年7月〉

次世代育成支援対策推進法（2003（平成15）年7月～）

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003（平成15）年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。この法律は、2014年（平成26）年の法改正により、有効期限が更に10年間延長されるとともに、新たな認定制度の導入など内容の充実が図られた。

〈2003（平成15）年9月〉

少子化社会対策基本法（2003（平成15）年9月～）

少子化社会対策大綱（2004（平成16）年6月～2010（平成22）年1月）

2003（平成15）年7月、議員立法により、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定され、同年9月から施行された。同法に基づき、2004（平成16）年6月、「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。

〈2004（平成16）年12月〉

子ども・子育て応援プラン（2005（平成17）年度～2009（平成21）年度）

2004（平成16）年12月、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。

〈2006（平成18）年6月〉

「新しい少子化対策について」（2006（平成18）年6月～2007（平成19）年度）

2005（平成17）年、合計特殊出生率は1.26と、過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006（平成18）年6月、「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、子供の成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに着目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。

〈2007（平成19）年12月〉

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（2007（平成19）年12月～）

2007（平成19）年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組みの構築）に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

〈2010（平成22）年1月〉

少子化社会対策大綱（子ども・子育てビジョン）の策定 （2010（平成22）年1月～2015（平成27）年3月）

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008（平成20）年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009（平成21）年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。

その後、2009年10月に発足した「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチー

ム]において検討が行われ、2010（平成22）年1月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱（「子ども・子育てビジョン」）が閣議決定された。

〈2010（平成22）年1月〉

子ども・子育て支援新制度本格施行までの経過（2010（平成22）年1月～2015（平成27）年3月）

2010（平成22）年1月の少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」）の閣議決定に合わせて、少子化社会対策会議の下に、「子ども・子育て新システム検討会議」が発足し、新たな子育て支援の制度について検討を進め、2012（平成24）年3月には、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を少子化社会対策会議において決定した。これに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として、子ども・子育て支援法等の3法案を2012年通常国会（第180回国会）に提出した。

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税（国分）の充当先が、従来の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、少子化対策を含む社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることとなった。

国会における修正を経て成立した子ども・子育て支援法等に基づき、政府において子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた準備を進め、2014（平成26）年度には、消費税引上げ（5%→8%）の財源を活用し、待機児童が多い市町村等において「保育緊急確保事業」が行われた。

〈2013（平成25）年4月〉

待機児童の解消に向けた取組（2013（平成25）年4月～）

都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、2013（平成25）年4月、2013年度から2017（平成29）年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」を新たに策定し、2015（平成27）年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取組を支援してきたところであり、その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である2013年度及び2014（平成26）年度において、約22万人分（当初目標値20万人）の保育の受け皿拡大を達成した。

今後、女性の就業が更に進むことを念頭に、2017年度までの整備量を上積みし、40万人から50万人とすることとし、待機児童の解消を目指すこととしている。

[（第2部第1章第1節/コラム「待機児童解消に向けた取組」参照）](#)

〈2013（平成25）年6月〉

少子化危機突破のための緊急対策（2013（平成25）年6月～）

2013（平成25）年3月から内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で、「少子化危機突破タスクフォース」が発足し、同年5月28日には、『「少子化危機突破」のための提案』が取りまとめられた。この提案をもとに、同年6月には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を決定した。緊急対策では、これまで少

子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされた。

緊急対策を着実に実施するため、2013年8月から内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で、「少子化危機突破タスクフォース（第2期）」（以下「タスクフォース（第2期）」という。）が発足した。緊急対策やタスクフォース（第2期）政策推進チームの「少子化危機突破のための緊急提言」（2013年11月）において、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の重要性が盛り込まれたこと、全国知事会からの強い要望も踏まえ、「好循環実現のための経済対策」（2013年12月閣議決定）において「地域における少子化対策の強化」が盛り込まれ、2013年度補正予算において「地域少子化対策強化交付金」が創設された（30.1億円）。

〈2014（平成26）年1月〉

「選択する未来」委員会（2014（平成26）年1月～11月）

人口減少・少子高齢化は、経済社会全体に大きな影響を及ぼすものであることから、2014（平成26）年1月、経済財政諮問会議の下に、「選択する未来」委員会が設置された。人口、経済、地域社会の課題への一体的な取組等について精力的に議論が進められ、同年5月に中間整理が、11月に報告がまとめられた。

〈2014（平成26）年7月〉

放課後子ども総合プランの策定（2014（平成26）年7月～）

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面している。このいわゆる「小1の壁」を打破するためには、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要がある。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要がある。

このような観点から、文部科学省及び厚生労働省が連携して検討を進め、2014（平成26）年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定した。このプランにおいては、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指している。

〈2014（平成26）年9月〉

地方創生の取組（2014（平成26）年9月～）

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決という3つの視点を基本として、魅力あふれる地方を創生していくことが必要である。このため、2014（平成26）年9月3日に発足した第2次安倍改造内閣において、地方創生担当大臣を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させた。さらに、同年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、12月27日には、日本の人口・経済の中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。これらを勘案し、地方自治体において、地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されている。2015（平成27）年12月24日には、政策についての情勢の推移により必要な見直しを行い、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂を行った。

〈2015（平成27）年3月〉

新たな少子化社会対策大綱の策定と推進（2015（平成27）年3月～）

新たな少子化社会対策大綱の策定に向けて、2014（平成26）年11月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で開催した「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」において検討を進め、2015（平成27）年3月に「提言」を取りまとめた。政府は、この提言を真摯に受け止めて検討を行い、同年3月20日に新たな少子化社会対策大綱を閣議決定した。

新たな大綱は、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。

2015（平成27）年6月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、大綱が定める重点課題に関する取組を速やかに具体化し、実行に移すための道筋をつけるため、有識者による「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」を開催し、検討を行った。同検討会は、同年8月に、「提言」を取りまとめ、これを踏まえ、地域における結婚に対する取組の支援や、少子化対策への社会全体の機運醸成等の具体的施策が行われた。（第1-2-1図）

基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標
※ 個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、Ⅲで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

- 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施
 - ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
 - ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備
 - ⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
 - ⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
 - ⇒今後さらに「質の向上」に努力
- 待機児童の解消
 - ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
 - ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
 - ⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす
- 「小1の壁」の打破
 - ・「放課後子ども総合プラン」
 - ⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

- 経済的基盤の安定
 - ・若者の雇用の安定
 - ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
 - ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
 - ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
 - ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減
- 結婚に対する取組支援
 - ・自治体や商工会議所による結婚支援
 - ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

- 子育て・保育・教育・住居などの負担軽減
 - ⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用
- 自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進
 - ⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

- 男性の意識・行動改革
 - ・長時間労働の是正
 - ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
 - ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
 - ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
 - ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
 - ⇒企業独自の休暇制度導入や育児取得促進
- 「ワークライフバランス」・「女性の活躍」
 - ・職場環境整備や多様な働き方の推進
 - ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
 - ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
 - ⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

- 地域の「強み」を活かした取組
 - ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
 - ・先進事例を全国展開
- 「地方創生」と連携した取組
 - ・国と地方が緊密に連携した取組

きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

- 結婚
 - ・ライフデザインを構築するための情報提供
 - ⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援
- 妊娠・出産
 - ・「子育て世代包括支援センター」の整備
 - ⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
 - ・産休中の負担軽減
 - ⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
 - ・産後ケアの充実
 - ⇒産後ケアガイドラインの策定検討
 - ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止
 - ⇒企業への指導の強化・徹底
 - ・周産期医療の確保・充実等
- 子育て
 - ・経済的負担の緩和⇒幼児教育の無償化の段階的实施
 - ・三世同居・近居の促進・小児医療の充実
 - ・地域の安全の向上⇒子供の事故や犯罪被害防止
 - ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
 - ⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止
- 教育
 - ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育⇒教材への記載と教職員の研修
- 仕事
 - ・正社員化の促進や処遇改善
 - ・ロールモデルの提示
 - ⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
 - ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり
 - ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
 - ・子育て支援パスポート事業の全国展開
- 企業の取組
 - ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
 - ⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
 - ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標(2020年)

子育て支援

□認可保育所等の定員： ⇒待機児童	267万人(2017年度)	(234万人(2014年4月))
□放課後児童クラブ： ⇒待機児童	解消をめざす(2017年度末)	(21,371人(2014年4月))
□地域子育て支援拠点事業：	122万人	(94万人(2014年5月))
□利用者支援事業：	解消をめざす(2019年度末)	(9,945人(2014年5月))
□一時預かり事業：	8,000か所	(6,233か所(2013年度))
□病児・病後児保育：	1,800か所	(291か所(2014年度))
□養育支援訪問事業：	延べ1,134万人	(延べ406万人(2013年度))
□子育て世代包括支援センター：	延べ150万人	(延べ52万人(2013年度))
	全市町村	(1,225市町村(2013年4月))
	全国展開	支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

男女の働き方改革(ワークライフバランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%(一)
- 第1子出産前後の女性の継続就業率：55%(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：13%(2.03%(2013年度))

教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：70%(34%(2009年))(注)先進諸国の平均は約64%

結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：70%以上の市区町村(243市区町村(約14%)(2014年末))

企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：44万店舗(22万店舗(2011年))

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合：50%(19.4%(2013年度))
- は新規の目標

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て支援新制度の施行（2015（平成27）年4月～）

2012（平成24）年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度について、2015（平成27）年4月1日から本格施行された。

〈2015（平成27）年4月〉

子ども・子育て本部の設置（2015（平成27）年4月～）

2015（平成27）年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である子ども・子育て本部を設置した。

〈2015（平成27）年10月〉

一億総活躍社会の実現に向けた取組（2015（平成27）年10月～）

「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、2015（平成27）年10月、「一億総活躍国民会議」を開催することとした。

同年11月に、一億総活躍国民会議において、「希望出生率1.8」の実現を目標とすること等を盛り込んだ「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」が取りまとめられた。

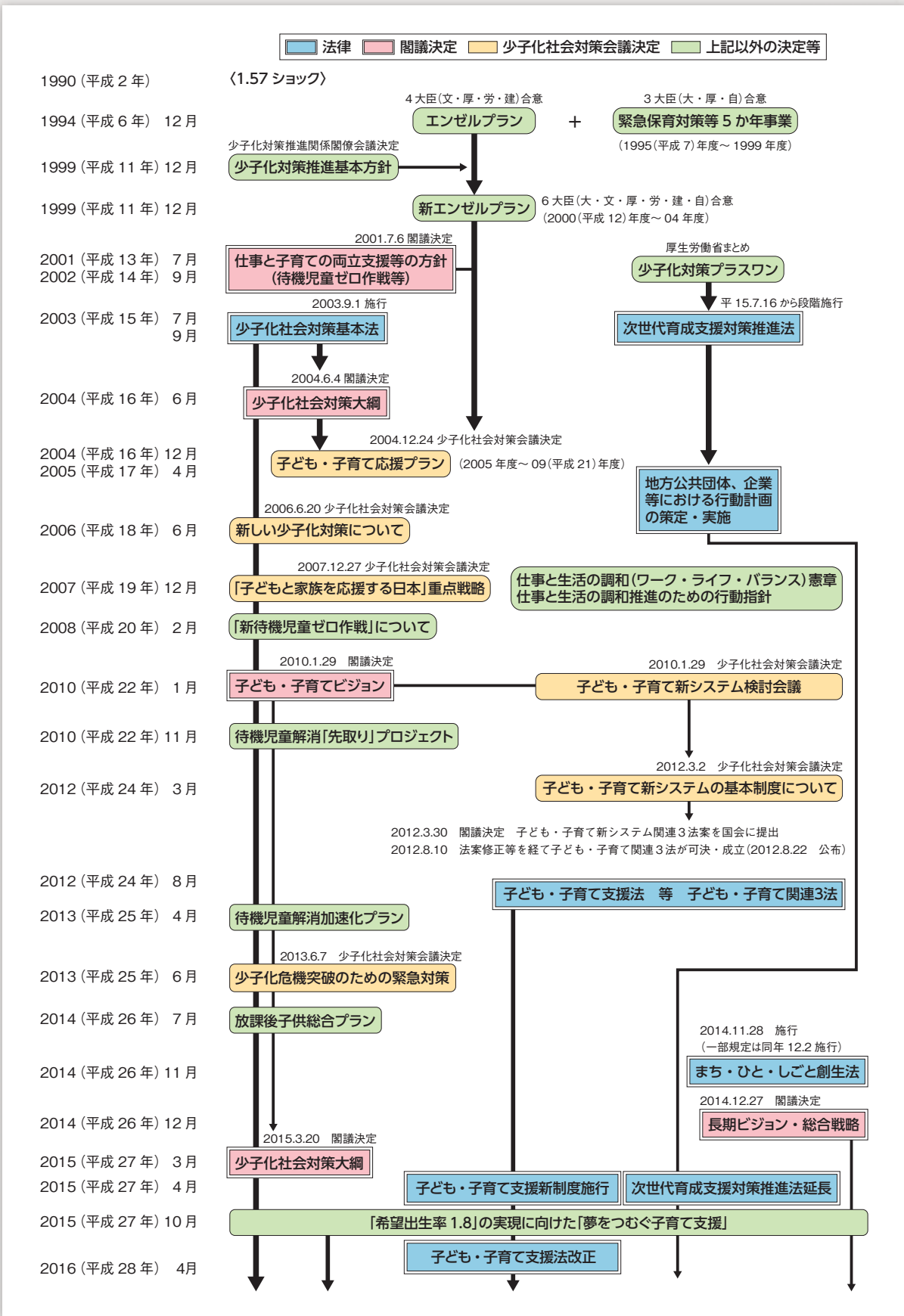
（第2節 一億総活躍社会の実現に向けた取組について【特集】参照）

〈2016（平成28）年4月〉

子ども・子育て支援法の改正（2016（平成28）年4月～）

2016（平成28）年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月に施行された。

第1-2-2図 これまでの取組



資料：内閣府資料